## 知財法務の勘所Q&A (第36回)

## 「令和元年改正を受けた意匠登録の活用」



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 **深坂 俊司** 

▲ 1 令和元年5月10日、特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日法律第3号) (以下「令和元年法律第3号」といいます。)が成立し、意匠法の一部が改正(以下「本 改正」といい、本改正前の意匠法を「旧法」といい、本改正後の意匠法を「改正法」といいます。) され、令和元年11月7日政令第145号により、令和2年4月1日から本改正の一部が施行されて います¹。

近年AIやIoTといった新しい技術の発展に伴い、保護されるべきデザインの対象が拡大し、また、製品・サービスのブランドを構築し企業の競争力を高めるというデザインの役割の重要性が高まり、既存の意匠法による保護では不十分となってきたため、本改正では、保護対象の拡充、及び関連意匠の拡充がポイントとなっています<sup>2</sup>。

**Q2** 本改正により、保護対象はどのように拡充され、今後どのように活用されるのでしょうか。

**A2** 本改正により、画像デザイン及び空間デザイン(建築物、内装)が新たに意匠権の保護の対象となりました。今後、画像デザインや空間デザイン(建築物、内装)についても、意匠登録により、自社商品・サービスをブランド化し競合他社との差別化を図る、第三者

<sup>1</sup> 意匠登録出願手続の簡素化(改正法7条)及び手続救済規定の整備に係る改正(改正法15条1項・68条1項等)については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます(令和元年法律第3号附則1条4号)。

<sup>2</sup> 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」(平成31年2月)https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho\_shoi/document/isyou\_seido\_190215\_minaoshi/01.pdf、青木大也「意匠法改正」ジュリスト1541号(2020年)39~44頁、特許庁「令和元年法律改正(令和元年法律第3号)解説書」https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/2019-03kaisetsu.html

による模倣を防止する、といった活用が可能となります。



(出所:広報誌「とっきょ」(特許庁、No.44、2019年12月9日<sup>3</sup>)

## 1. 画像デザインの保護

従来、意匠法は原則として物品の形状等を保護対象としていたため (旧法2条1項)、画像デザインも物品の形状等の保護の枠内で保護されてきました。具体的には、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であり、物品の表示部に表示された画像 (表示画像)、及び物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像(操作画像)がその対象とされ、ネットワークを通じて提供される画像等、物品に記録されていない画像については保護の対象から外されていました。

しかしながら、AIやIoTといった近時の新しい技術を活用したビジネスでは、物としての製品よりも、ソフトウェアやスマホアプリなどを主体とするサービスが増えてきており、かかるサービスにおいて、ユーザーとの接点となる画像デザインを使いやすくオリジナリティのあるものとすることが、顧客獲得の上で重要となります。このような画像デザインが、物品との関連性がないことを理由に意匠法上保護されない場合、模倣が容易になるため、新たなサービスを生み出すインセンティブが無くなり、画期的なサービスが生まれなくなるおそれがあります。

諸外国においても、米国、欧州、中国、韓国では、画像が物品に記録されていることは意匠として保護されるための要件とされておらず、また米国や欧州では、物品以外の場所に投影される画像についても、幅広く保護対象とされており、日本よりも保護される範囲が広くなっています。

諸外国における画像デザインの保護						
	日本		米国	欧州	中国	韓国
	現行	改正後				
物品に記録・表示されている画像	0	0	0	0	0	0
物品に記録されていない画像	×	0	0	0	0	0
物品以外の場所に投影される画像	×	0	0	0	×	×

(出所:特許庁「意匠制度の見直しについて」(第11回意匠制度小委員会(2020年2月19日)資料14)

上記の状況を踏まえて、本改正により、クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像や、道路に投影された画像など、特定の物品に投影されない画像も保護の対象となりました(改正法2条1項)。

<sup>3</sup> https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol44/07\_page1.html

<sup>4</sup> https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho\_shoi/document/11-shiryou/03.pdf